

# エコマーク商品認定証

日環エコ120824022号 2012年 8月24日



エコマーク認定基準に適合し、財団法人日本環境協会の認定を受けていることを証明します。

## 1. 認定商品

(1) エコマーク認定番号	12 112 010
(2) エコマーク商品類型	No. 112 「文具・事務用品Version1.15」
(3) 商品ブランド名	エコライン
(4) 型式・品番等	2面に記載
(5) 使用契約者	原鉱業株式会社
(6) エコマークの表示	該当する認定基準書「商品区分、表示など」の項目で規定する表示方法に従うこと。
(7) 認定の条件	

## 2. エコマーク認定の有効期間

2012年 8月24日から2016年 8月31日（認定基準の有効期限）

エコマーク認定期間は、エコマーク使用料を毎年お支払いいただくことで、1年間を単位として上記有効期間の満了日まで継続されます。

ただし、別に定める手続によりエコマーク商品の属する商品類型の認定基準の有効期限が延長された場合には、本認定の有効期間もそれに従います。

なお、解約の申入れに基づく合意解約、及び認定の取り消しまたはエコマーク使用料の支払いがなされない場合等に契約が解除されたときは、エコマーク商品の認定についてもそれぞれ解約日及び解除日に遡って終了します。

エコマーク認定期間は、毎年発行する「エコマーク認定商品一覧」にてご確認下さい。

